

この欄には
書き込んで
ください。

通信日付印の年月日	(確認)			整理番号	(名簿番号)
年 月 日					

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署受付印

<p>_____ 税務署長</p> <p>令和____年____月____日提出</p>	納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 _____ - _____ (TEL _____ - _____)
		フリガナ 氏名	
	納税管理人	納税地	〒 _____ - _____ (TEL _____ - _____)
		住所	〒 _____ - _____ (TEL _____ - _____)
		フリガナ 氏名	

所得税法第137条の____第____項^{*1}の適用を受けていますが、同条第____項^{*2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の____第____項^{*3}の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和____年____月____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 令和____年____月____日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり
(4) 一部確定事由が生じた適用資産等の明細

種類	銘柄等	数量	所在	譲渡等年月日	一部確定事由	価額等	取得費
				・		円	円
- その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る 納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由（注¹）又は第 137 条の 3 第 6 項の事由（注²）（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 7 項又は第 266 条の 3 第 15 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1 「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2 「納税猶予期限の一部確定事由が生じた適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、一部確定事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、一部確定事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。

（注 1） 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

（注 2） 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日までとその相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等（付表 1 及び付表 2 を含みます。）

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 16 項（同令第 266 条の 2 第 12 項及び第 266 条の 3 第 22 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	同条第 5 項	第 266 条の 2 第 7 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 15 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 15 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載し、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記(7)においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

「(1) 確定する納税猶予期限」欄は、一部確定事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、令和 7 年 6 月 3 日に適用資産等を譲渡した場合は、令和 7 年 10 月 3 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表 1 「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「(4) 一部確定事由が生じた適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2 「納税猶予期限の一部確定事由が生じた適用資産等の明細」を使用してください。